

令和5年12月25日

第12回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第12回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について
（11月変更分）

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について（11月変更分）

議案第8号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画（委員会受付分）の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

召集年月日	令和5年12月25日				召集場所	加須市役所 504・505会議室			
開会の日時	午後1時31分				閉会の日時	午後5時03分			
会 長	小 川 達 男				職務代理	松 本 昇			
議 席	委 員 氏 名	出	欠	議 席	委 員 氏 名	出	欠		
1	高 橋 雅 一	○		9	小 山 治 延	○			
2	久 保 文 夫	○		10	須 藤 秀 夫	○			
3	瀬 下 京 子	○		11	関 弘 明	○			
4	山 岸 和 男	○		12	松 本 昇	○			
5	嶋 村 淨	○		13	中 島 利 雄	○			
6	金 子 勇 一	○		14	小 川 達 男	○			
7	小 川 達 夫	○		15	小 坂 実	○			
8	松 本 榮 次 郎	○							
加須市農業委員会事務局					加須市経済部農業振興課				
局 長 駒 宮 敏 之					主 事 渡 辺 岳 也				
次 長 前 島 勝 己									
主 幹 藤 間 みゆき									
主 幹 渡 辺 昌 也									
主 幹 関 田 毅									
主 任 加 藤 正 則									

開会 午後 1時31分

○局長（駒宮敏之君） 「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さん、こんにちは。

定刻を若干過ぎましたけれども、これより令和5年第12回の農業委員会総会を始めさせていただきます。

それでは、松本職務代理よりご挨拶をお願いいたします。



◎開会の宣告

○職務代理（松本 昇君） 皆様、こんにちは。職務代理の松本です。

委員各位におかれましては、ご多忙の中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

今日はたくさんの議案がございますけれども、重要なものは十分検討してください。それで簡単なものは、議案が前から来ていますので、早めに質問はありませんとか、そういうことで、短時間に総会を終了してもらいたいと思います。

それでは、これより令和5年第12回加須市農業委員会総会を開会します。

○局長（駒宮敏之君） ありがとうございました。



◎会長挨拶

○局長（駒宮敏之君） 続きまして、小川会長にご挨拶をお願いいたします。

○会長（小川達男君） 皆さん、こんにちは。

本日は、公私とも大変お忙しい中、今年最後の総会にご出席いただきまして、衷心よりお礼を申し上げたいと思います。

今年はいろいろ大変なことが多数発生しておりました。その中で、私は一番強く思っているのは、新しい造語であります「地球沸騰化」、これに尽きると思います。今後、私たちの生活にはあらゆる影響が出てくるのではないかなというふうに考えております。

特に今後、農業問題に関しましては、あらゆる対策を取りながら進めていかななくてはなら

ない環境があるのではないかというふうに思っております。今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、本日も、先ほど職務代理のほうからもございましたが、特に多数の案件が上程されております。皆様方の絶大なるご協力の下、スムーズに進行できればというふうにご考へておりますので、よろしくお願ひします。

簡単ですけれども、私のご挨拶とします。よろしくお願ひします。

以上です。

○局長（駒宮敏之君） ありがとうございます。

————— ◆ —————

◎出席委員数の報告

○局長（駒宮敏之君） 本日の総会ですけれども、現在、委員総数15名のうち全員のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の総会が成立していることをご報告いたします。

————— ◆ —————

○局長（駒宮敏之君） それでは、早速議事に入らせていただきます。

議長は、加須市農業委員会総会会議規則第4条に基づきまして、小川会長より議長をお願いいたします。

○会長（小川達男君） それでは、よろしくお願ひします。

————— ◆ —————

◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小川達男君） 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

5番 嶋 村 浄 委員及び

6番 金 子 勇 一 委員

の両委員さんを指名いたします。

◇

◎取下願の報告

○会長（小川達男君） 次に、議事に入る前に、5件の取下願が提出されております。

本日の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」及び議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」のうち、議案書1ページの1番、大桑地区、2ページの8番、9番の三俣地区、議案書10ページの11番及び12番の三俣地区の案件については、取下願が提出されておりますので、本日の議案から除かれますことをご報告いたします。

◇

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の20件を議題といたします。

初めに、2番の水深地区の案件及び議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の4番の水深地区の案件については、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図2ページ及び配置平面図・側面図の5-4をご覧ください。

3条の2番と5条の4番は、譲受人、譲渡人が同一で関連がございますので、一括にてご説明いたします。

両案件は、購入済みの農地について、営農型太陽光発電事業を計画するものです。

まず、3条では、譲受人が農地上部で太陽光発電事業を行うための区分地上権3年を設定し、太陽光パネルの下部の農地では、所有者がサカキを作付する計画となっており、必要添付書類が整えられております。

また、5条では、譲受人が申請地上部で営農型太陽光発電施設による売電事業のため、全体面積のうち、支柱分0.55平米を賃借権による一時転用3年で必要添付書類が整えられ

ております。

また、現地調査を行った結果、農用地（青地）と判断され、支柱部分の面積のみ3年間の一時転用であり、太陽光発電を行いながらサカキの作付を予定していることから、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

12月17日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

現地は少し草が生えていました。この土地は、8月の案件で売買の話がありました。代理人の さんにお聞きしたところ、譲受人の は、土地の上を太陽光発電する予定です。譲渡人の は、太陽光発電の下でサカキを栽培する予定です。

今回このような申請があったので、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

○11番（関 弘明君） 11番の関と申します。

区分地上権の3年設定ということで、農地の上空を使用するというので3条の申請が出ているのだと思うんですけども、3条の許可をするに当たっての判断基準、区分地上権を設定するときの判断基準がちょっとよく分からなかったんですけども、この議案書のほうにも、経営状況が全く書かれていないということで、その辺は見なくても、あくまでも上空だけを使うということで、いいのかなのかということ。その辺の判断基準を教えてください。

それと、たしか8月の総会のときに、この の話が出て、現場がほとんどサカキが植えていない状況だというようなお話があったかと思うんですけども、そういった場合のその辺の現状の状況ですね、改善されているのかなのか、その辺は確認をされているのでしょうか。

以上です。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。ただいまの質問にお答えいたします。

まず、区分地上権についてでございますが、区分地上権につきましては、一応、5条でできるものとセットでの考えということで、下でサカキを作るということですので、上空の区分地上権で太陽光ということで、セットということで考えております。

○事務局（加藤正則君） 事務局の加藤です。

最初にこの案件は3条で さんのほうが取得されて、その後、今回、区分地上権の3条と5条の営農型の申請があったということで、3条で取得した時点では、すぐにサカキを作るというわけではなくて、その後、こちらの営農型と区分地上権の許可が出て初めて事業が始まるものになりますので、なので、現状としては特に問題はないと判断しております。

○次長（前島勝己君） 補足ですが、新聞等によりますと、営農型太陽光の下では、通常の農地で作物を作る8割を作らなくてはいけないというような記事が見受けられます。これを、どう指導していくのかというのは、今後、国や県から示されると思いますが、事務局と委員の皆さんで指導していく形になると思います。

○11番（関 弘明君） ありがとうございます。

それと、もう一つなんですけれども、営農型太陽光の一時転用を許可するに当たって、農水省のホームページ等を見ると、条件を付さなくてはいけないみたいな、そういうことが書いてあったんですけれども、加須市では、本件の一時転用の許可に当たってどんな条件をつけるのでしょうか。

○事務局（渡辺昌也君） すみません、その条件についてはちょっと後ほど確認させていただくということで、すみません、ちょっとこの場では控えさせていただきます。

○局長（駒宮敏之君） 今の件は、この時間中に調べさせていただいて、またご報告いたします。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（発言する人なし）

○会長（小川達男君） この件につきましては、調べが終わり次第、決を採りたいと思います。では、次に進めさせていただきます。

2番、3番は同じ案件でありますので、水深地区の4番の審議に入りたいと思います。

次に、4番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図4ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は自宅の隣接地であり経営規模拡大を図るため、譲渡人は で、高齢により農業ができないため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

12月17日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

現地はきれいに管理されておりました。申請地の左側が譲受人の さんのお宅です。譲渡人の さんはご近所です。 さんは免許がなくトラクターに乗れないので、さんが六、七年近く管理していたので、これからのことを考えて今回の申請に至ったとのこと

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、5番及び6番の水深地区の案件について、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図5ページをご覧ください。

3条の5番と3条の6番は、譲受人が同一で関連がございますので、一括にてご説明いたします。

両案件は、売買による所有権移転です。

こちらの案件は、譲受人が売買により土地を取得し、タマネギ、ダイコン、コマツナ、キノコを耕作するものです。

今回の申請に当たり、譲受人が所有する農地を確認したところ、一部、タマネギは耕作されているものの、その他の所有する農地が耕作されておらず、農地法第3条第2項第1号に定める「所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、これらの者がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合」の条文に該当し、申請の要件を欠いております。

本件に関しまして、譲受人に対し、所有する農地が耕作されていない状況であることから聞き取りを行い、所有する農地について耕作されないようであれば取下げしていただくよう説明してきましたが、本日まで取下げ書の提出はございませんでした。

事務局といたしましては、所有する農地の一部が耕作されていない状況でございますので、農地法第3条第2項第1号に定める農地の取得後において耕作または養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められない場合に該当すると判断いたします。

以上でございます。

○次長（前島勝己君） 事務局から補足します。

この案件については、先月も同じところから申請がありましたが、まず、農地所有適格法人の要件が満たされていないことと、それと、耕作要件が満たされていないということで取得できないこととなりますが、農地所有適格法人の要件で、農業収入と従事日数の数字の報告をいただいておりますが、根拠となるものの提出や説明を求めておりますが、回答をいただけていない状況です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

今回、 のことなんですけれども、先ほど説明あったとおり事務局と調整中なので、後ほど事務局のほうで説明があると思います。事務局のほうでよろしく願います。

○事務局（渡辺昌也君） ただいまの小山委員さんの事務局の報告というのが、先ほど私のほうで説明した内容になりますので、よろしく願います。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

ありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

初めに、5番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

○会長（小川達男君） 挙手なしですので、不許可とすることに決定いたします。

次に、6番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

○会長（小川達男君） 挙手なしでありますので、不許可とすることに決定いたします。

○事務局（渡辺昌也君） すみません、事務局です。

先ほどの営農型の条件ということで、ご報告させていただきます。

許可の際の条件につきまして、3点ほどございまして、営農型発電設備の下部の農地における営農の適切な継続が確保され、支柱がこれを前提として設置される当該設備を支えるためのものとして利用されることが1点目でございます。

次につきましては、営農型発電設備の下部の農地において生産された農作物に係る状況を毎年報告すること、また、報告内容について必要な知見を有する者の確認を受けることとなっております。

最後の3点目につきましては、営農型発電設備の下部の農地において、営農の適切な継続が確保されなくなった場合、または確保されないと見込まれる場合には、適切な日照量の確保等のため、必要な改善措置を迅速に講ずることとなっております。

以上でございます。

○会長（小川達男君） 今の事務局の説明に対して、他にご質問ありますか。

どうぞ。

○11番（関 弘明君） ありがとうございます。

やはり農地の部分をちゃんと耕作して収益を上げるというのが大事なことだと思うんですけども、付した条件をちゃんとやらなかった場合、この場合は、この営農型の撤去という

ことまであり得るのでしょうか。

○次長（前島勝己君） お答えします。

指導の方法については、最終的には撤去しなさいということになるかもしれませんが、最初は、お話しや指導をして、その次は書面等で指示する。そういった順番になります。

○11番（関 弘明君） 最終的には撤去もあり得るという判断で。

○次長（前島勝己君） 撤去まで行くには、色々な手続が必要になると思いますが、撤去もあり得るということになります。

○11番（関 弘明君） ありがとうございました。

○会長（小川達男君） いいでしょうか。

ほかにありますか。

（発言する人なし）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

初めに、2番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の4番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、3番の水深地区の案件及び議案第3号「農地法第5条第1項」の5番の水深地区の案件については、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図3ページ及び配置平面図・側面図5-5をご覧ください。

3条の3番と5条の5番は、譲受人、譲渡人が同一で関連がございますので、一括にてご説明いたします。

両案件は、購入済みの農地について営農型太陽光発電事業を計画するもので、まず、3条では、譲受人が農地上部で太陽光発電事業を行うための区分地上権3年の一時転用で、太陽光パネルの下部の農地では所有者がサカキを作付する計画となっており、必要添付書類が整えられております。

また、5条では、譲受人が申請地上部で営農型太陽光発電施設による売電事業のため、全体面積のうち、支柱分0.54平米を賃借権による一時転用3年で必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地と判断され、支柱部分の面積のみ3年間の一時転用であり、太陽光発電を行いながらサカキの作付を予定していることから、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

同じく12月17日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

現地は少し草が生えていました。この土地は、8月の案件で売買の話がありましたです。代理人の さんにお聞きしたところ、先ほどと同じく譲受人の

は、土地の上を太陽光発電する予定です。譲渡人の は太陽光発電の下でサカキを栽培する予定です。

今回、このような申請があったので、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

ありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

初めに、3番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項」の5番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、7番の三俣地区の案件及び議案第3号「農地法第5条第1項」の10番の三俣地区の案件については、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図6ページ及び営農型太陽光発電パネル配置図5-10をご覧ください。

3条の7番と5条の10番は、譲受人、譲渡人が同一で関連がございますので、一括にてご説明いたします。

両案件は、購入済みの農地について、営農型太陽光発電事業を計画するものです。

まず、3条では、譲受人が農地上部で太陽光発電事業を行うための区分地上権3年を設定し、太陽光パネルの下部の農地では所有者が麦を作付する計画となっており、必要添付書類が整えられております。

また、5条では、譲受人が申請地上部で営農型太陽光発電施設による売電事業のため、全体面積のうち、支柱分0.31平米を使用貸借権による一時転用3年で必要添付書類が整えられております。

現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、支柱部分の面積のみ3年間の一時転用であり、太陽光発電を行いながら麦の作付を予定していることから、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。

12月16日の日曜日の午前中に、田村推進委員さんと の物件及び のと面談をまいりました。

当地は、数年前に荒れ地だったところを が購入したという経過があります。現在、現地を見ましたら圃場整備できておりまして、作付もされておりました。

今回、 の が言うことには、麦を作付しているだけではなかなか収益が思ったように上がらないということで、何か有効活用ができないかというところから、営農型太陽光発電事業者を探しておりましたところ、 さんから申出があったということです。 さんは、まだ設立して間もない数年の会社ですが、住所から見ても分かるように の関連企業ということで、信頼性、信用度は抜群だと思って今回の申出を受けることとしたそうです。その件について、代理である

の 様に確認したところ、間違いないということで、 さんのおっしゃる言動が一致いたしましたので、何ら問題ないと思います。よろしくご審議お願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

どうぞ。

○5番（嶋村 浄君） 5番、嶋村です。

麦を作った上にソーラーパネルを立てて行うということなんですけれども、相当高さが要ると思うんですね、当然トラクターなんかを下で耕うんするわけでしょうから。その辺の何か説明図みたいなのが入っていないんですけれども、それは。

（「高さですか」と言う人あり）

○5番（嶋村 浄君） 高さ。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。

先ほどの質問にお答えしますと、基準としまして2メートル以上の高さが必要ということで基準が定まっておりますので、2メートル以上の高さを確保する計画となっております。

以上でございます。

○5番（嶋村 浄君） ちょっと支柱が何本ぐらい立つのか、やれるということなんですけれども、後でやっぱりいろいろ経過は見たほうがいいんじゃないかと思うんですけれども。

○事務局（渡辺昌也君） 支柱の本数なんですけど、計画では69本となっております。

○7番（小川達夫君） の が言うには、3メートルと言っていました。大型トラクターが入るようなものを計画しているということで。先方の さんも さんの関係ですので、そう無駄な約束はしないと思いますので、その辺はよろしいかと思えます。

○会長（小川達男君） いいでしょうか。

ほかにありますか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

まず、7番の三俣地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項」の10番の三俣地区の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、10番及び11番の樋遣川地区の案件については、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図9ページ、10ページをご覧ください。

3条の10番と11番は、譲受人が同一で関連がございますので、一括にてご説明いたします。

両案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大を図るため、譲渡人は両案件とも高齢により耕作ができないためとなっております。

なお、譲渡人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

12月18日の日に、地区担当委員の森博司さんと寺田薫さんの3人で現地確認を行ってまいりました。

2つの案件、10番、11番の案件ですが、代理人の さんに現地対応をしていただきました。 さんによりますと、 で さん、 さんの農地を購入し、ソバを作付するとのことでした。申請地の位置図を見てもらいますと、この一画、約1町2反あるそうで、ここでソバを作付するとのことでした。将来的にはここにハウスを建築し、トマトの水耕栽培、これを行うのが夢であるとも話しておりました。

現地を確認したところ、この区画、約1町2反はきれいに耕うんされ、準備がなされているなと思いました。また、この農地をまとめることによって、効率的で有効利用ができるなと思いました。

このようなことから、本件申請は、状況を確認した結果、農地法の許可基準を満たしていると思われるので、許可相当と判断しました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。
ありますか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

初めに、10番の樋遣川地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、11番の樋遣川地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、12番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図11ページをご覧ください。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は隣接農地を耕作しており、効率的に経営規模拡大を行うことができるため、譲渡人は申請地と居住地（ ）の距離が遠く耕作できないためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

12月18日に、地区担当委員の寺田さん、森さんの3人で現地確認を行ってまいりました。

代理人の さんに現地対応をしていただきました。譲渡人の さんは、現在

に住まいがあり、田んぼを管理、耕作することはできないとのこと。誰か耕作、管理してくれる人はいないかということで探していましたが、隣の田んぼが昔近隣の さんでしたので、贈与して維持管理をしてもらえればということでした。

現地を確認したところ、以前は遊休地の状態になっていたと思うんですが、それをきちんと雑草を片づけ、整備されていました。譲受人の さんの田んぼを、耕作跡がありましたけれども、一つにまとめれば、効率のよい農地につながると思いますし、遊休地の解消にもつながると思いますので、大変効果的な贈与かなというふうに思いました。

このようなことから、本件申請は、状況を確認した結果、農地法の許可基準を満たしていると思われるので、許可相当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご意見はないようですので、採決いたします。

1 2 番の樋遣川地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、1 3 番及び1 4 番の樋遣川地区の案件については、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図 1 2 ページ及び1 3 ページをご覧ください。

1 3 ページの 3 条の 1 4 番は、地番が と になります。3 条の 1 3 番と 3 条の 1 4 番は、譲受人が同一で関連がございますので、一括にてご説明いたします。両案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は農業経営規模の拡大を図るため、譲渡人はそれぞれ農業に従事していないためと譲受人の自宅に隣接していることから、譲受人が耕作したほうが合理的なためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

12月17日に、地区担当委員の寺田さん、森さんの3人で現地確認を行ってまいりました。

譲受人の さんに現地対応をしていただきました。

まず、13番の案件ですが、 さんによりますと、 さんの所有している農地は、 であります さんが耕作をしていましたが、農業を自分の土地だけに縮小したいということで、借りている農地を返却したいということでした。 さん、これは関係にありまして、 であります さんは、現在、 に住んでおり耕作ができないということです。そこで、 さんが農地の隣であることから、 さんにその農地を購入してもらいたいとのことでした。

現地を確認したところ、5反以上にまとまり、効率よく作業ができるなと思いました。また、非常にきれいに耕うんしてあり、維持管理にこれから先も問題はないと思いました。

次に、14番の案件ですが、 さんの所有している農地に行くには農道がなく、 さんの土地を通らないと耕作できない状態であり、現在、 さんが借りて耕作をしていることから、これも さんに農地を購入し、維持管理をしていただきたいとのことでした。

現地を確認したところ、案件の土地は さんの自宅のすぐ前にあり、農地を購入し、管理をするのに問題はないと思います。また、きれいに耕うんしてあり、維持管理、これから先も問題はないと思いました。

このようなことから、本件申請は、状況を確認した結果、農地法の許可基準を満たしていると思われますので、許可相当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

初めに、13番の樋遣川地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手を

お願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、14番の樋遣川地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、15番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図13ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は自宅に隣接しており合理的に耕作ができるため、譲渡人は譲受人の自宅に隣接していることから、譲受人が耕作したほうが合理的なためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番(須藤秀夫君) 10番、須藤秀夫です。

12月17日に、地区担当委員の寺田さん、森さんの3人で現地確認を行ってまいりました。

先ほどの13番、14番の案件の譲受人、
さんに現地対応をしていただきました。

さんによりますと、やはり
さんの所有している土地につながる農道がないので耕作しづらいとのことで、そこで
さんが、家から近いということから
さんの土地を購入し、管理をするとのことでした。

現地を確認したところ、
さんの自宅のすぐ近くにあり、農地を購入し、管理するのに問題はない、効率的かなと思いました。また、現地はきれいに耕うんしてあって、維持管理にこれから先も問題はないと思いました。

このようなことから、本件申請は、状況を確認した結果、農地法の許可基準を満たしていると思われますので、許可相当と判断をいたしました。ご審議のほど、よろしく願いいた

します。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

15番の樋遣川地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、16番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図14ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人はサツマイモを耕作し、それを使った店舗の経営を計画しているため、譲渡人は高齢で、かつ遠方に居住していて耕作が困難なためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

12月19日に、地区担当委員の腰塚明さんと現地確認を行ってまいりました。

譲受人の代理人であります さんの案内で現地確認を行いました。 さんによりますと、譲受人の さんは、譲渡人の さんの土地を購入し、サツマイモを作付したいということでした。 さんは、近い将来、カフェみたいなお店を開き、サツマイモを利用した料理を出したいとのことでした。また、余ったサツマイモは道の駅などに出荷してみたいとも言っておられました。

現地を確認しますと、自宅のすぐ前に譲渡人の さんの土地がありましたが、この土地はしばらくの間耕作の形跡はなく、少し荒れておりました。しかし、管理すればいい畑になるなと思われました。また、 さんは農業の経験もあるそうですし、これを耕作するために、

また新たにトラクターを購入したそうです。軌道に乗れば、近くの遊休地も利用したいとのことでした。

このようなことから、本件申請は、現地調査、状況を確認した結果、農地法の許可基準を満たしていると思われるので、許可相当と判断をいたしました。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

16番の大越地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、17番の不動岡地区の案件及び議案第3号「農地法第5条第1項」の15番の不動岡地区の案件については、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図15ページ及び配置平面図・側面図5-15をご覧ください。

3条の17番と5条の15番は、譲受人、譲渡人が同一で関連がございますので、一括にてご説明いたします。

両案件は、購入済みの農地において営農型太陽光発電事業を計画するものです。

まず、3条では、譲受人が農地上部で太陽光発電事業を行うための区分地上権3年の一時転用で、太陽光パネルの下部の農地では、所有者がサカキを作付する計画となっており、必要添付書類が整えられております。

また、5条では、譲受人が申請地上部で営農型太陽光発電施設による売電事業のため、全体面積のうち、支柱分0.52平米を賃借権による一時転用3年で必要添付書類が整えられております。

現地調査を行った結果、農用地と判断され、支柱部分の面積のみ3年間の一時転用であり、太陽光発電を行いながらサカキの作付を予定していることから、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。

12月16日の午後、儘田推進委員さんと現地を確認してまいりました。

本案件は、先月取下げにあった案件でございまして、先月も同じように調査をいたしました。

現地は売買時と同様の膝ぐらいいまで草が伸びており、管理はされていない状況でした。ただ、と の組み合わせは、今日も前、2件ばかり案件が出ておりまして承認されておりますので、本件も何ら問題ないと感じておりますので、ご審議よろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

初めに、17番の不動岡地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項」の15番の不動岡地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、18番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図16ページ、17ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は農業経営拡大のため、譲渡人は高齢のため耕作ができないためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（関 弘明君） 11番の関と申します。

12月18日に、地区推進委員の清水さんと現地確認を行ってまいりました。

本件の譲受人である さんにつきましては、今回の代理人でございましたので、 さんに現地立ち会いをしていただき、お話を伺ってまいりました。譲受人のお宅は

なんですけれども、 なんですけれども、特に親族ではございません。

今回の申請地は、譲受人の宅地の東側でありまして、配置図等を見れば分かるんですけども、すぐ隣になっておりますが、現在も、この譲受人の さんが借り受けて耕作をしております。今回、譲渡人との話がまとまり、この借受地を取得したいという申請でございます。

現地の状況ですけれども、登記簿上は畑でございますけれども、現状は陸田となっております。先ほど申しましたとおり さんが米を作っております。きれいに管理されておりました。譲受人の農機具保有状況ですけれども、現地調査が終わった後、確認をしましたところ、完備されておりました。

以上のとおり現地調査の結果、農地法の許可基準を満たしていると思われますので、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

18番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、19番の種足地区の案件及び議案第3号「農地法第5条第1項」の20番の種足地区の案件については、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図15ページ及び配置平面図・側面図5-15をご覧ください。

3条の19番と5条の15番は、譲受人、譲渡人が同一で関連がございますので、一括に

てご説明いたします。

両案件は、購入済みの農地に営農型太陽光発電事業を計画するものです。

まず、3条では、譲受人が農地上部で太陽光発電事業を行うための区分地上権3年の一時転用で、太陽光パネルの下部の農地では、所有者がサカキを作付する計画となっており、必要添付書類が整えられております。

また、5条では、譲受人が申請地上部で営農型太陽光発電施設による売電事業のため、全体面積のうち、支柱分0.52平米を賃借権による一時転用3年で必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地と判断され、支柱部分の面積のみ3年間の一時転用であり、太陽光発電を行いながらサカキの作付を予定していることから、やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は私ですので、私のほうから補足説明をさせていただきます。

14番、小川です。

この案件につきましては、去る12月18日に、推進委員の石川さんと、

の代理人である さんに同席してもらいまして、現地調査及び聞き取りを行いました。

大枠の内容は、今事務局が説明したとおりなんですけれども、現地は、以前、3条案件の土地であり、現在も適切に、耕作はされておられませんけれども、管理されておりました。

あと、 さんからの細かい聞き取りの内容なんですけれども、この事業に当たり、この土地の周りの地権者に対しては、この事業内容を説明したということを知っております。また、 さんは日本で一番のサカキ事業者であります。それで、この2者の関係なんですけれども、業務提携されているということ。あと、 さんが特に強調したのが、発電ありきの事業者としては、私は仕事相手をしないということを特に強調されておりました。

以上の点から、何ら問題ないと判断しましたので、ご審議のほど、よろしく願いいたしたいと思っております。

以上です。

本件につきまして、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

初めに、19番の種足地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項」の20番の種足地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、20番の種足地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図19ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は隣接農地を耕作しており、効率よく耕作ができるため、譲渡人は、譲受人が耕作したほうが効率がよいためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は14番の小川、私でありますので、私のほうから補足説明をさせていただきます。

この案件につきましては、去る12月22日ですか、推進委員の石川さんとともに、このさん宅、これは私の でありまして、本人に連絡しまして自宅を訪問しました。本人がおりましたので、本人により聞き取り調査等を行ってまいりました。

この土地なんですけれども、50年前から さんが作っていらっしゃるそうです。そのわけは、自分のうちはこんな小さい畑でありますので、大きい畑の さんが先代の時代から作っていたそうです。なので、今回、 さんの話の内容なんですけれども、私のほうから、ぜひ さん、もう買ってくれというので最敬礼のお願いをしまして今回の申請になったということであります。

以上の点から、何ら問題ないと判断しました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ないようですので、採決いたします。

20番の種足地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、21番の高柳地区の案件及び議案第3号「農地法第5条第1項」の21番の高柳地区の案件については、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図20ページ及び配置平面図・側面図5-21をご覧ください。

3条の21番と5条の21番は、譲受人、譲渡人が同一で関連がございますので、一括にてご説明いたします。

両案件は、購入済みの農地について、営農型太陽光発電事業を計画するものです。

まず、3条では、譲受人が農地上部で太陽光発電事業を行うための区分地上権3年の一時転用で、太陽光パネルの下部の農地では、所有者がサカキの作付を行う計画となっており、必要添付書類が整えられております。

また、5条では、譲受人が申請地上部で営農型太陽光発電施設による売電事業のため、全体面積のうち、支柱分0.52平米を賃借権による一時転用3年で必要添付書類が整えられております。

現地調査を行った結果、農用地と判断され、支柱部分の面積のみ3年間の一時転用3年であり、太陽光発電を行いながらサカキの作付を予定していることから、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番(嶋村 浄君) 5番、嶋村です。

12月20日に推進委員の金子さんと現地確認を行いました。

現地はもうきれいに耕うんされていて、四隅には目印みたいなのが立っておりました。一連のこの の案件でございまして、何ら問題ないと思います。周りは全部畑とか、一部耕作放棄地みたいなのがありますけれども、ですから、日照関係は問題ないと思います。

あえて問題になるなと思ったのは、この脇の道がちょっと狭いので、工事するときには車両が入るかなという、ちょっとそういう疑問はありましたけれども、何ら問題ないと判断いたしました。よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

初めに、21番の高柳地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項」の21番の高柳地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、22番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図21ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は農業の効率化を図るため、譲渡人は兼業による経営の規模縮小を図るためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○1番（高橋雅一君） 1番、高橋です。

12月18日に、荒井推進委員さんと、現地確認と譲受人の さんと、譲渡人の さんに話を聞いてきました。

現地は耕作されており、きれいに管理されておりました。位置図の は の一

部、小さい面積なんですけれども、　　さんも何でここが自分の土地かというのは分からないと言っていました。譲渡人の　　さんは、農地を減らしたいということでした。譲受人の　　さんは、以前からこの場所を耕作していたそうです。

この案件につきましては、問題なしと判断しました。皆様のご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君）　ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君）　ないようですので、採決いたします。

2 2 番の北川辺地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君）　挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、2 3 番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図 2 2 ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は農業の規模拡大を図るため、譲渡人は高齢のため、農業ができないためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3 番（瀬下京子君）　3 番、瀬下です。

1 2 月 1 8 日、田村推進委員と譲受人の　　さん立会いの下、現地調査並びに聞き取り調査を行ってまいりました。

なお、譲渡人の　　さんは、私、瀬下の　　の方でありまして、譲受人の　　さんもお近所でございます。　　さんに関しましては、日を改めて 1 人でお話を伺ってまいりました。

現地に関しましては、耕作をされた後きれいに管理はされておりました。譲渡人の

さんは、現在 でお住まいになっておられまして、高齢者で、とてもちよつと体のほうが弱く耕作できないので、以前から貸して耕作をしていただいていたというお話でした。なお、 ですので、後継者もないということから農地を処分したいと思っていたところ、今回、譲受人の さんが現地周辺を耕作されていることもありまして、お話をし、今回の申請になりました。

以上をもって、やむを得ないと判断してまいりましたけれども、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

23番の原道地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

これで、休憩に入りたいと思います。

再開は、3時10分に再開いたします。よろしくお願ひします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時10分

○会長（小川達男君） それでは、再開いたします。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の1件を議題といたします。

1 番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図 2 3 ページ及び配置図 4-1 をご覧ください。

本案件は、昭和 45 年の航空写真では現在の形態であり、その時点で申請地は既に宅地の一部でありました。今後においても宅地として管理していくことから、このまま農地法違反を続けることはできないため、許可を取得するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第 1 種農地と判断されますが、現在、申請地に建物が建っている状況であります。昭和 45 年の都市計画法の線引き前より現在と同様に使用していることが航空写真により確認でき、今後においても住宅敷地として使用していくことから、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10 番（須藤秀夫君） 10 番、須藤秀夫です。

12 月 19 日に、地区担当委員の腰塚明さんと現地確認を行ってまいりました。

代理人であります さんの案内で現地確認を行いました。 さんによりますと、申請地は、先ほどありましたように都市計画法の線引き以前よりも住宅が建っておりますが、調べたところ、土地が農地であることが判明したため、農業法違反の状態では放置するのは心苦しいため、改めて農地法第 4 条の申請をし、是正をするための手続をするということでした。

さんの説明によりますと、母屋の半分ぐらいが宅地で、後の半分は農地だということでした。先々のことを考えると、今の時点で是正をしておいたほうがよいと思い、申請したそうです。

現地の状況ですが、 さんは現在、 に住まいがあり空き家となっておりますが、あまり母屋も傷んでおらず、そこそこ管理をされている状態でした。

このようなことから、本件申請は、現地調査、状況を確認した結果、農地法の許可基準を満たしていると思われましますので、許可相当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1 番の大越地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。



◎議案第 3 号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」の 2 2 件を議題といたします。

初めに、1 番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図 2 4 ページ及び配置図、土地利用計画図 5 - 1 をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅及び道路後退部分とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第 2 種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2 番（久保文夫君） 2 番、久保です。

1 2 月 1 9 日、推進委員の梅田さん、野本さん、代理人で の さんと 4 人で、現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

申請地は、 の既存集落と新興住宅が混在する中に、地目、田の 3 0 4 . 0 6 平米で、譲受人と譲渡人は不動産会社を通じて売買することになったものです。

この地は、先月の 1 1 月の案件で可決となったところの隣接地の同じ譲渡人ですが、相続によりこの地を所持していましたが、管理することができないので手放すことにしたものです。このことにより、今後は周囲の既存の住宅に雑草等の悪影響がなくなり、地域の景観が

よくなるのではないかと思われま

す。本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から許可相当と判断してまいりました。ご審議のほど、よろしくお願

いしたいと思

います。○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。
（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、2番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図25ページ及び土地利用計画図5-2をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権10年により土地を取得し、自己用住宅（敷地拡張）とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

以上です。○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

12月18日、推進委員の梅田さん、野本さん、代理人で の さんと、その の さん及び相互に隣接している譲渡人の さんと譲受人の さんの7人で、現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

申請地は、元 区画整理事業の外側の住宅地で、昭和45年の都市計画法の線引き以前より宅地として利用している土地ですが、譲渡人の さんの の代に 家に譲った土地で、今、 の さんが子供の頃の話であり、そのようなことを覚えているとのことでした。今回、北側の道路拡幅による事業で、 さん側にある土地と さん側にある

土地がそれぞれ逆であることが判明したもので、きちんと正したいとのことでした。

本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から許可相当と判断をしました。
ご審議のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決をいたします。

2番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、3番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図26ページ及び土地利用計画図の5-3をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅1棟を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われまふ。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

12月18日、推進委員の梅田さん、野本さん、代理人で のさんと4人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

申請地は、 のすぐ南に位置し、地目が畑の309平米で、建売住宅を1棟建設するものです。この地は今年7月の案件で可決となつたところの隣接地で、同じ譲渡人です。前回と同様で農業経営は将来の生活が不安であると考え、農地を手放すことになつたものです。

本件の申請につきましては、農地法の許可基準から判断いたしましても何ら問題はなく、

許可相当と判断した次第でございます。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、6番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図27ページ及び土地利用計画図5-6をご覧ください。

譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するものです。

今回の申請に当たり、現地調査を行ったところ、申請地の周辺は譲受人が所有する太陽光発電施設が設置されている場所ですが、申請の農地についても既に太陽光発電施設が設置されており、農地法違反の状態でございます。

本件に関しまして、譲受人に対し、農地に設置されている太陽光発電施設について撤去するよう指導してまいりましたが、そのような中でも申請書の提出があり、取下げをしていただくよう説明してきましたが、本日まで取下げ書の提出はございませんでした。

事務局といたしましては、農地に太陽光発電施設が既に設置されている状況ですので、まずは農地に復元していただくことが必要であると判断いたします。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

先ほど話があった さんなんですけれども、ただいま事務局と調整中なので、ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

ありますか。ありませんか。

(発言する人なし)

○会長(小川達男君) ないですね。

(「はい」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

○会長(小川達男君) 挙手なしでありますので、不許可相当とすることに決定いたします。

次に、7番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図28ページ及び土地利用計画図の5-7をご覧ください。

譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅1棟を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番(小山治延君) 9番、小山です。

同じく12月17日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

現地はきれいに管理されておりました。代理人の さんにお聞きしたところ、譲渡人のさんは数年前まで申請地のところに住んでいて、今は にお住まいです。自宅の前は農地で、高齢のため管理が難しくなり、今回の申請に至ったとのこと

です。許可相当と判断してまいりました。ご審議のほど、よろしくお

○会長(小川達男君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いし

ます。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、8番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図29ページ、30ページ及び5-8-1平面図、5-8-2断面図をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権3か月により土地を借り受け、農地改良(一時転用)を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、3か月間の一時転用であり、盛土をし、耕作機械の入りやすい畑にするため農地改良工事を行うことから、やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番(小川達夫君) 7番、小川です。

12月16日の午前中に、さんと、それからさんに訪問しまして、現地も一緒に確認をいたしました。

まず、地図を見ていただくと分かるんですけども、左側がで、に面したところに、左に、それから左にがございまして、地権者はその右奥のさん、それから一本道を変えてさんというふうになっております。

それで、からさんのところまでは既に農地改良は済んでおりまして、畑になっておりまして、が小麦を栽培をしております。さんの南側も全て埋め立てられており、残っているのはこの地域だけです。ということで、作物を作るためにはここも埋立てをして農地改良して畑化をしないと、なかなか作付ができないということで本件の申請になりました。

多くの面積を持っているさんは、現在、空き家になっております。当主はのほうに住んでおりまして、既にもう畑も荒れ放題の状況になっております。今回、のほうの仲介により畑化するというので、さんのほうに話が行ったそうです。それで

さんにつきましては、既にもう埋め立てをしてある田んぼがほとんどですけども、たまたまさんの前の一部分だけが、まだ埋め立てられていなかったということで、今回この

話に乗ったということです。

従後は による小麦ないしは豆を作るということで了解がされているようで、何ら問題ないと思います。ご審議よろしくお願ひいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

8番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、9番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図31ページ、土地利用計画図5-9をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われまふ。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。

12月16日に、前回同様、田村推進委員さんと現地確認を行いました。その後、 様に面会をしまして事情を確認をいたしました。

まず、地図のほうで、 の向かって左奥に さんのご自宅がございます。様は現在 で、ほとんどもう家にはおりません。 に面談しまして事情を確認しましたら、私どもは跡取りがないものですから、もう土地の売買を早くから の不動産業者に依頼をしておりまして、もう依頼をしてから数年たっておるということで、まだ何の話もなくということ、いろいろ相談をされておりました。業者のほうに連絡して、専任媒介

等々の話をしまして、早く進めるように話をしましたところ、今回動きが出てまいりました。

今回は の1ブロックですけれども、その脇の、敷地の入口の脇の土地も、いずれは案件が発生してくる土地だそうです。それから、ずっと下に下りまして駐車場となっている土地も、これも さんの土地ですので、これもいずれは上がってくる案件だそうですので、周りはほとんど住宅地になっておりますので、何ら問題はないと判断してまいりました。ご審議よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

9番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、13番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図32ページ、土地利用計画図5-13をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、駐車場として使用するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、隣接する太陽光発電施設のメンテナンス時の車両の駐車スペースを確保するものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

12月19日に、地区担当委員の腰塚さんと現地確認を行ってまいりました。

譲受人の代理人であります さんの案内で現地確認を行いました。 さんによりますと、隣接地において太陽光発電事業を行っており、メンテナンス時の車両を駐車するスペースとして最適地と考え、申請したとのことです。

現地を確認しますと、車が二、三台置けるスペースがあり、道路際の土地ですので駐車するのには大変便利だなと思うところです。譲渡人の さんにとっても農地として利用するのは難しく、遊休地か、または不法投棄、それを未然に防ぐことができるのかなと思いをしました。

このようなことから、本件申請は、現地調査、状況を確認した結果、農地法の許可基準を満たしていると思われますので、許可相当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

13番の大越地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、14番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図33ページ、平面図5-14をご覧ください。

本案件は、譲受人が土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に近接していることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

12月19日に、地区担当委員の腰塚さんと現地確認を行ってまいりました。

譲受人、 さんの代理人であります さんに現地対応をしていただきました。申請地は立地条件的に太陽光発電に適しており、事業者の事業拡大が見込めるとともに、CO₂の削減等の社会的要請にもかなうため計画したものだということでした。

管理体制は、年2回除草作業、そのほか随時環境整備に当たり、事業者名、連絡先、これは明示しておくとのことでした。

該当する周りはフェンスで囲い、農機具が転回しても影響のないように境界線から1メートル下げるといことです。隣に田んぼはありますが、陰になって影響が出ることはないと思います。

さんは先月も案件が出ましたけれども、その近くに、またさんの太陽光発電があるんですが、ちょっと見ますと管理状態は、草もなくよく管理されているなというような印象を受けました。

このようなことから、本件申請は、状況を確認した結果、農地法の許可基準から判断いたしましても問題なく許可相当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

14番の大越地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、16番の礼羽地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図34ページ、35ページ及び土地利用計画図の5-16をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、長屋住宅3棟28戸を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○12番（松本昇君） 12番、松本です。

その前に、34ページの位置図で、申請地というのがちょっと表現されています。道端に、図面で言えば左のほうに8ミリぐらいですか、ちょっと大きくしたのが実際の申請地になります。35ページの 番というのが入っていないような感じでしたね。だから、位置図のほうだけちょっと修正を加えてもらいたいと思います。

それでは、12月20日、現地で榎本勝雄推進委員と2人で、代理人の の 様のほかもう一人の方と、聞き取り調査と現地確認を行ってまいりました。

今回の申請に至った経緯は、5人の譲渡人と譲受人の 様との間に仲介業者が入りまして、今回長屋住宅を施工する申請に至ったものとのことでした。

現地は畑の状態、今まで地域の認定農業者が小麦を作付してこられました。雑草も少なく、管理しておりました。周囲は、位置図でも分かるとおり、北側は に、東側は県道に面し、西側、南側には既存の住宅とか、最近農地転用し、建設した長屋住宅が多くあります。また、申請地周辺には小学校、幼稚園やコミュニティセンターなどがあります。

このようなことから、本申請内容は農地法の許可基準を満たしていると考えられますので、許可相当と判断してまいりました。慎重なご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

16番の礼羽地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、17番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図36ページ及び配置図5-17をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自動車置場として使用するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、自動車販売業を営んでおり、商品車や修理車の自動車置場として使用したいとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを

得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松本榮次郎君） 8番、松本です。

この案件について、12月21日、地区推進委員の夢川さんと代理人の さん、3人で現地を確認いたしました。

さんのほうから説明をしていただき、現地を確認し、一応36ページを見ていただくと分かるように、民家に囲まれている空き地でございます。たまたま土地改良区のほうに申請があって変更したいという話がありまして、そのときの確認したときには、まだ荒地地というか、草が生えていた状態です。当日、12月21日はきれいに整備されて、先ほど説明あったように自動車会社の車置場にしたいという話がありまして、特に問題ないというふうに判断いたしました。皆さんのご審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

どうぞ。

○11番（関 弘明君） 11番の関と申します。

自動車置場の設置ということなんですけれども、 で営業をやっている、加須インターに近いというふうには書いてあるんですけれども、どうして加須なのかなという感じがします。もっと近くで適地があるのかなというふうに思っているんですけれども、本当に自動車置場としての転用の確実性というのが見られるのか、ちょっと不安なところがあります。この土地を取得するに当たった何か経緯みたいなもので、どうしてこの土地が今回申請出ようになったのか、その辺の事情が分かれば教えていただきたいと思ひます。

要件的には許可せざるを得ないところもあるんでしょうけれども、その辺、今後この土地、ちゃんと本当にそういう形で使われるのか、確認をしたほうがよろしいのかなという感じがしております。

以上です。

○3番（瀬下京子君） 3番の瀬下です。

私、今気がついたんですけれども、私が農業委員をやった初めの頃に、 で自動車販

売業を営んでいる会社があって、整備したものを中間地点である加須市に置きたいと、インターチェンジも近いので、土地的にも羽生よりも加須のほうが安いということで、この地区にこういう話がありました。

それで、今現在というか、もう工事が始まって、今現在その車が置いてあるかというところ、置いていません。最初から置いていません。それで、何になっているかというところになっています。このお店の建物があるんですが、その建物は基礎が打ってあって、最初こういうものは全然聞いていなかったんですけどもということでお話をしたんですが、その基礎を打ってあるところ、お店が建っているところに関しては山林か雑地だったと思うんですね。だから農地ではないというふうに言われました。看板も大きく立てられて、最初の話では車を整備したものを置いて展示をして、そこから運ぶんだという話だったのに、この駐車場になっています、今。

だから、この文面が私の担当のときと同じなんです。このことなので、私の間違いかもしれませんが、大変申し訳ないんですけども、一度ちょっと調べていただいたほうがよろしいかなと思います。ただ、私の勘違いだったらごめんなさい。

以上です。

○事務局（渡辺昌也君） ただいまのご質問にお答えいたしたいと思います。

一応、申請者の方の申請理由につきましては、今の土地では敷地の面積が狭くて、将来的に自己用住宅の建築も、こちらを視野に入れて活用できないかということも含めて申請の理由になっているんですけども、先ほどお話も出ました、オークション会場から購入した商品車だったり一時預かっている車、修理依頼車などを、加須インターチェンジが近いということで、利便性がいいということで申請理由ということに、こちらの土地を選定した理由ということで申請理由になっている状況でございます。

また、申請者の確実性というところにつきましては、申請書類の添付書類の中で、現在のこの土地を借りているという領収書の写しが添付されている状況でございます。

以上でございます。

○次長（前島勝己君） 一応前のを確認する、同じところかどうか。

○次長（前島勝己君） 前の車両の……

○次長（前島勝己君） すみません、何年頃とかって……

○3番（瀬下京子君） うちに帰れば分かるんですけど。

○次長（前島勝己君） 何年頃の許可とか。

- 3番（瀬下京子君）　うちに帰らないと分からない。ファイルしてあるので。
- 次長（前島勝己君）　地区はどこ。
- 3番（瀬下京子君）　　の　　のところ。
- 次長（前島勝己君）　じゃ、すみません、ちょっと調べますので。この前のことで、これはちょっと保留……。
- 3番（瀬下京子君）　ただ、ごめんなさい、私も……。
- 次長（前島勝己君）　大丈夫です。それはもう、同じ業者かどうか。
- 3番（瀬下京子君）　ただ、そういう案件があったので、一度ちょっとお話ししたんですけども。
- 局長（駒宮敏之君）　では、関さん。一応、前の、今のお話も踏まえて、この案件について本当に大丈夫かどうか、確実性ですね、その辺ももう一度調べさせていただいた上で、今回は保留でいいかな。
- 次長（前島勝己君）　ちょっと調べてから。
- 局長（駒宮敏之君）　ただ、それはそれでいいとして、この案件が確実に転用……。
- 一応、今、瀬下さんの件で確認はします。その確認はしますけれども、同時にこの案件が確実にこの目的どおり転用するのかどうか、その辺はもう一度ちょっと調査させていただきたいと思います。
- 次長（前島勝己君）　取りあえず今のところは保留で、ちょっといろいろ調査とか、代理人の話をお知らせできれば。
- 局長（駒宮敏之君）　一回この案件については、保留させていただければと思います。
- 会長（小川達男君）　それでは、次の案件に入りたいと思います。
- 18番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。
- 位置図37ページ及び土地利用計画図5-18をご覧ください。
- 本案件は、譲受人が賃借権30年により土地を借り受け、農業用倉庫として使用するもので、必要添付書類が整えられております。
- また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。
- 以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松本榮次郎君） 8番、松本です。

この案件について、まず、 の今の は、 さんという前の をやっていた方なんですけれども、 関係です。 関係で、今、37ページに書かれている場所が倉庫を造るという話をしていました。

内容については、当日は代理人の さんという方から説明を聞いたんですけれども、最初代理人が、 に説明してくださいという、私が確認したのは、 さんから説明してくださいということで確認取れていたんですけれども、当日ちょっと遅れてきて、一応も来て、 さんから内容を聞きました。

内容については、37ページに書かれている、その申請地と書いてある南側に一応建屋を造って、北側に、トラックがこの場所で回転できるようにということで、要はこの敷地が大きい敷地になっているんですけれども。場所は、その前の場所は、その左手のちょっと小さく書いてあるところが前の倉庫で、ちょっと行ったところの十字路を左に入っていくんですけれども、ここは大型車が入れないということの説明がありました。そういうことで、ここに倉庫を造ってやりたいということの説明でございました。

先ほども事務局のほうからも説明があったように、特にここは問題ないということで、転用の、許可相当ということで判断いたしました。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

18番の志多見地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、19番の種足地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図38ページ及び土地利用計画図5-19をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、整骨院を建築するもので、必要添付書類が

整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

地区担当委員は、私、小川でございますので、14番、小川が補足説明をさせていただきます。

この案件につきましては、12月22日に推進委員の石川さんと、あと譲受人の さんの代理人である さんに同席してもらいまして、3人で現地調査及び聞き取りを行いました。

現地は、一応地目は田になっているんですけども、ここは畑の状態です。いつ頃埋め立てて畑になったかといいますと、 の北側は の駐車場及びお店です。それで、 の南側は、次の道路までそっくり小さなフェンスに囲まれておりまして、駐車場及び修理場になっております。そしてこの土地に面しておる道路は、県道及び 方面へ行く幹線道路でありまして、そしてこの土地の中に法定外道路というのがございますよね。これは昔の農地だった時代の、埋立てする前は水田地帯ですから、この周りは、その水路の跡地です。それが法定外道路。それで、法定外道路の東側に色が塗ってあるのが農業用の排水路です。それで、周りは全部開発がされておりまして、ここに 、道路の下側には というものができておりまして、この排水路のちゃんと残っている少しばかりが水田として残っている、そういう場所であります。

そして、ここに今回 さんが接骨院を建てるという形なんですけれども、これは私の自宅の に住んでいる さんの、私の 、古くから付き合っている、 さんです。それで、譲渡人の さん、これは現地から県道、南へ行くと という大きめな宅地があると思いますけれども、ここが譲渡人のうちです。それで、この さんは、この近辺に相当の農地を持っていたんですけども、昭和の時代からいろんな事業が好きなので、貸し借りやったり、アパート買ったり、いろんなことをやってきて、最後に残ったのがこの間の土地です。

それで、今回、 さんの説明によりまして、ここへ接骨院が建つのは非常に大変よいと

○5番（嶋村 浄君） 5番、嶋村です。

12月20日に、推進委員の金子さんと現地確認をいたしました。

当日、代理人であります さんに立ち会っていただきました。現地は一応草はきれいに刈ってありまして、くいも打ってありました。ここは元は田んぼと畑なんですけれども、低いし水の抜けも悪いと、しばらく作物は作っていなかったような感じです。譲渡人の さんという方は、この位置図の さんは、これは ですね。それで、相続でもって譲り受けたという話でございます。 さんは別に管理できないので、もう前から処分したかったらしいんですね。今回たまたまこういう段になりました。

実地調査したところ、この は今 が跡を継いで、 さんという なんですけれども、その先代の が、このブロック塀をつくるときによく確認しないで畑の上に少しかかるような形でつくっちゃったらしいんですね。今回、それを壊すのもなかなか大変なもので、少し さんに買っていただく形にして既存のブロック塀を残すと、そういう形で23番の申請になったというお話でございます。

この辺はいろいろ、隣は県道で交通量も多いところで、近くには倉庫もありまして、なかなか農業をやる場所ではないんですが、今般の申請はやむを得ないかなという判断をいたしました。よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

22番の高柳地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、23番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図39ページ、40ページ、土地利用計画図5-23をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を敷地拡張するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、現在、申請地に工作物が建

っている状況ですが、始末書が添付されており、引き続き擁壁を維持管理していくということから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（嶋村 淨君） 5番、嶋村です。

一応、先ほども話したんですけれども、現況図を見ていただければ分かるんですが、5-23ですね。歩道の隅にちょこっと、これはブロックなんですね。これがちょっと出っ張って、隣のこれは畑なんですけれども、そこにかかってつくってしまったと。これを壊すのはかなりエネルギーが要るらしくて、じゃ、これを生かそうという形で、この部分を分筆してさんに買っていただくと、そういう形になったそうです。

やむを得ないかなと思います。よろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

23番の高柳地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、24番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図41ページ、土地利用計画図5-24をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査

の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（嶋村 淨君） 5番、嶋村です。

12月20日に、推進委員の金子さんと現地確認をいたしました。そのときに、譲渡人である さんにも立ち会っていただきました。

位置図を見ていただきたいんですけども、持ち主の さんは、このすぐ隣の「 」と書いてありますけれども、この方が地主さんです。元々これは さんが陸田としてやっておったんですけども、高齢と病気がちなもので、もうできないということで手放すと、そういう形で今回のになっています。もう既に周りに3戸ほど家が建ってまして、今回の件で4戸目ですね、これで終わりだそうです。

やむを得ないかなと思います。よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

24番の高柳地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、25番の東地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図42ページ、43ページ、現況・計画平面図及び現況・計画断面図5-25をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権5か月により土地を借り受け、農地改良（一時転用）を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地と判断されますが、5か月間の一時転用であり、盛土をし、耕作が可能な土地にするため農地改良工事を行うことから、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説

明をお願いします。

○13番（中島利雄君） 13番、中島です。

12月20日に、推進委員の町田さんと2人で現地確認に行っていました。

現地で譲渡人の さん、譲受人の の代理人の さんにお会いし、いろいろお話を伺ってまいりました。現地は稲が耕作してあるところと、何もやっていないで草が1メートルほどに生い茂ってました。低い土地なので、農地改良をして小麦を作ることでした。

その結果、何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

25番の東地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、26番及び27番の東地区の案件については、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

5条の26番と5条の27番は、駐車場及び資材置場で、譲受人が売買により土地を取得し、駐車場及び資材置場として使用するもので、関連がございますので一括にてご説明いたします。

位置図44ページ及び平面図の5-26、5-27をご覧ください。

本案件は、譲受人が駐車場及び資材置場として土地を取得するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、譲受人の経営する工場及び倉庫の隣接地で、非常に利便性がよく、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

なお、本年7月の農業委員会総会において、隣接地を駐車場及び資材置場として農地転用

を行っておりますが、現状においても置場が不足しているとのことで本申請があったものです。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（中島利雄君） 13番、中島です。

12月21日に、推進委員の町田さんと2人で現地確認に行つてまいりました。

現地で譲受人の さんの代理の さんにお会いし、いろいろお話を伺つてまいりました。現地は稲が耕作してありました。きれいになっておりました。

その結果、何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。
ないですか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

初めに、26番の東地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、27番の東地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、28番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図45ページ、46ページ及び平面図5-28-1、断面図5-28-2をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権6か月により土地を借り受け、農地改良（一時転用）を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地と判断されますが、6か月間の一時転用であり、盛土をし、耕作が可能な土地にするため農地改良工事を行うことから、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（中島利雄君） 13番、中島です。

12月20日に、推進委員の落合さんと2人で現地確認に行つてまいりました。

現地で譲渡人の さんの 、譲受人の代理の さんにお会いし、いろいろお話を伺つてまいりました。土地が低いところなので、農地改良をして小麦を作るとのことでした。現地は耕うんされており、きれいに管理されておりました。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

28番の元和地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、29番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図47ページ、土地利用計画図5-29をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権20年により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査

の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（金子勇一君） 6番、金子です。

12月21日に、地区担当推進委員の坂田さんと共に、譲渡人の さん、譲受人代理の さんから聞き取り調査、現地調査を実施してきました。

譲渡人 さんのお話では、 から、子供の成長に伴って自己用住宅が必要になったということで相談を受け、その中で、一番排水の心配のない実家のすぐそばの土地を提供したいということで決めたそうです。

現地は、隣接農地も含め耕作されておりましたが管理されており、この転用に伴う隣地農地への支障はないように見えました。

現地調査、聞き取り調査の結果、農地法の基準も満たしていると思われしますので、許可相当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

29番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、30番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図48ページ、49ページ及び平面図5-30・1から5-30・6をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権5か月により土地を借り受け、農地改良（一時転用）を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地及び第1種農地と判断されますが、5か月間の一時転用であり、盛土をし、耕作が可能な土地にするため農地改良工事を行うことから、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（金子勇一君） 6番、金子です。

12月21日に、地区担当推進委員の坂田さんと共に、譲受人代理の さんから聞き取り調査、現地調査を実施いたしました。

地主さんは、農地と道路の高低差から農機具が出入りしにくいこと、また、排水が悪いことから解消したいとの意向で、今回の土地改良を計画したとのことでした。現状ですが、農地と隣接しておりますが、工事後の雨水の流入を心配すると、排水路を準備して対応することでした。

現地調査、聞き取り調査の結果、農地法の基準を満たしていると思われまますので、許可相当と判断してきました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。
ありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

30番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

○次長（前島勝己君） すみません、先ほどの審議保留でありました5条の17番、志多見地区の案件についてちょっとご説明させていただきます。11ページですね。

こちら、瀬下委員さんのほうから、前にそういう案件があったということで一応調べさせてもらいましたら、3年8月に出ている案件ですね。こちらが4条許可になります。ご自分の土地をご自分で貸し駐車場ということで。その後、借りる人というのがこちらは記述されておられませんので、一応、今回の業者さんとは…ごめんなさい。貸し付けるところは、これはやっぱり なんですね。ただ、今回の事業者については さん、会社名は何だっけ。

○事務局（加藤正則君） 書いていない、個人で今回申請がありました。

○次長（前島勝己君） そうですね。個人なので、こことは違うかなというようなことが分かるかなというところなんですね。

それで、関委員さんが言う事業の確実性というところなんですけれども、通常だったら、

そこを工事するための契約書だったり、それを造るためのお金の資金がある、通帳とか、借りるんだったら農協からのそういうものがあればいいんですけども、今回の土地についてはもう既に、畑なんですけれども、もうきれいになっていて、そのまま使っちゃうということなので、お金がかからないということで、そうすると、その書類がつけなくていいことになっちゃうんですね、お金をかけずにそのまま使うということなので。そうすると、確実性という、やはりその事業者と申しますか、申請者が言ったことを信用するしかないというところになっちゃうんですね。

聞けば、やりますよと言うんでしょうけれども、こちらについては、ですので、この後審議はいただいて、もし許可相当ということであれば、我々事務局のほうで注視して、それが違うように使われるようであれば、もう次はありませんというような指導をしていくしかないかなというふうに考えておるところです。

何かちょっと質問があれば、また。

○会長（小川達男君） どうぞ。

○11番（関 弘明君） ありがとうございます。

通常の農地転用の場合ですと、この5条許可が許可になると、所有権移転登記をして、それで譲受人が造成して、今回の場合ですと車を置くという流れになるかと思うんですけども、この農地転用の一連の流れで、工事が終わって車を置いた時点で、たしか工事の完了届みたいなものを事務局のほうへ出すのかと思うんですね。それで一度車を置いたと、確かに転用の目的が達成されたということが多分報告をするんだと思うんですね。地目を雑種地に変えれば、もう農地から離れますので、農業委員会の権限から外れるという形になると思うんですけども、その辺の完了届をちゃんと出してもらって、本当に目的どおり行ったよというものを出さないでそのままになっちゃうと困るので、その辺も注意して、確実に実行されたかどうかの確認をしていただければと思います。

以上です。

○次長（前島勝己君） ありがとうございます。

承知しましたので、それは確実に、指導と併せて行ってまいりたいと考えております。

○会長（小川達男君） どうぞ。

○3番（瀬下京子君） 私、その件で、 の件ですけれども、 さんで働いている方が知り合いの方だったのでちょっとお聞きしたんですけども、最初から さんが、もう借りるということで持ってくる。要は の中にあつたものをここに移動した

わけですから、それで、最初からなんですかって、そうですよって、地主さんからそういうふうな許可をもらって建てたんですって。でも、申請書にはそういうことは書いていないですよ。それが、さんと一緒に現地を回ったときも、さんと一緒に話をしたんですけれども、これは違いますよねってしたんですけれども、それがもうあやふやになっちゃったんですよ。だから、今回も、こういう文面が出てくると、私は、それって私のとときと同じような感じになっちゃうんじゃないのかなという不安があります。

○次長（前島勝己君） そうですね。一応、ですから、その の案件については、ちょっと違反転用になっちゃっている状態ですね。だから、違うふうにするんだったら、また違う許可を取らなくちゃいけない。取り消して、また違う許可とかです。

ただ、今回は、そうなりますよねというふうにも、今回の申請の業者さんには言えないですから、これは我々、あるいは担当の委員さんとで注視して、指導していくしかないかなというふうに思っています。

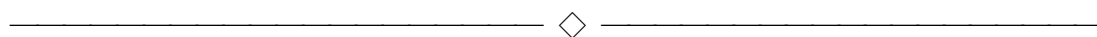
いずれにしても、案件が出てきていますから、ここでやっぱり何らかの判定をしなくちゃならない、許可相当か不許可か。あるいは、保留というのものなきにしもあらずなんですけれども、どちらかという、どっちかをやっぱり選ばなくてはなりません。

○5番（嶋村 淨君） 自動車販売業をやっているということで、その何か証明じゃないか、何かよくあるじゃないですか。許認可要らないのか、これは自動車。そういうものはもらっていないんですか。

○次長（前島勝己君） お待たせしちゃってすみません。今、嶋村委員のご指摘なんですけれども、事業証明書ですね、ちょっとこちらで確認を担当でしたら、領収書とかそういうので、ちょっと正式なものじゃないんですよ。それなので、そこは正式じゃないですから、そこをちょっとちゃんとしたものを用意してもらって、これはちょっと理由の一つになるかと思しますので、また次回に審議したいというふうに、ちょっと事務局のほうは考えますけれども、いかがでしょうか、その辺は。保留案件とさせていただきます。

（「いいんじゃない」と言う人あり）

○次長（前島勝己君） よろしいですか。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第4号「農地経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画について（12月分）」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

別紙、議案第4号をご参照ください。

令和5年（農地中間管理事業分・12月分）農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画でございますが、今回ご審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利用権設定案件でございます。新規分合計23筆、面積1万4,048.00平方メートルとなっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続が行われ、法的効力が発生するものでございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画について（12月分）」を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、承認とすることに決定いたします。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について（12月分）」を議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定にある「農業委員会の委員は、自己又は同居親族若しくは配偶者に関する事項については、議事に参与することができない」ということに寺田薫推進委員が該当しますので、議事の間、退席

をお願いいたします。

(寺田薫推進委員 退室)

○会長(小川達男君) それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

別紙、議案第5号をご参照ください。

令和5年(12月分)農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画(案)につきまして、加須市長より意見を求められております。

促進計画につきましては、借受けを希望した方に、農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものでございます。それを受けて、希望者への農用地の貸付けが適当であるかの審議をよろしくをお願いいたします。

以上です。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

ないですか。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について(12月分)」を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、同意とすることに決定いたします。

議案第5号の審議が終了しましたので、退席している寺田推進委員の入室をお願いします。

(寺田薫推進委員 入室)



◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小川達男君) 次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画について(11月変更分)」を議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に儘田兼一推進委員が該当しますので、議事の間、退席をお願いします。

(儘田兼一推進委員 退室)

○会長（小川達男君） それでは、農業振興課より説明をお願いします。

○農業振興課（渡辺岳也君） 農業振興課の渡辺でございます。

議案第6号につきまして、説明させていただきます。

こちらは、11月に開催されました農業委員会総会で審議いただきました農用地利用集積計画の変更になります。

変更の理由といたしましては、11月の農業委員会総会後に埼玉県農林公社から、11月の農業委員会総会で審議いただいた農用地利用集積計画の農地の中に、農地としての利用が適さない農地が40筆あると連絡がありました。40筆の農地について、加須市、埼玉県農林公社、それからコーディネーターによる現地確認を実施した結果、農地としての利用に適さない農地であることを確認いたしました。そのため、11月の農業委員会総会にて審議いただいた農用地利用集積計画から40筆、2万2,909平方メートルを減らした形で、改めて審議をお願いするものでございます。

なお、今回削除した40筆の詳細につきましては、別紙、加須市下谷地区現況調査結果をご確認ください。

以上でございます。

○次長（前島勝己君） ワンペーパーで両面になっております。

○会長（小川達男君） ただいま農業振興課より説明がありましたが、本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

ご意見ありますか。いいですか。

(「ありません」と言う人あり)

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第6号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画について（11月変更分）」を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、承認することに決定いたします。

◇

◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について（11月変更分）」を議題といたします。

この案件についても、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に儘田兼一推進委員が該当しますので、引き続き議事の間、退席をお願いします。

（儘田兼一推進委員 退室）

○会長（小川達男君） それでは、農業振興課より説明をお願いします。

○農業振興課（渡辺岳也君） 農業振興課の渡辺です。

議案第7号につきまして、説明させていただきます。

こちらは、議案第6号と同じく、11月に開催された農業委員会総会で審議いただきました農用地利用集積等促進計画の変更となります。

変更の理由といたしましては、こちらも議案第6号と同じになりまして、11月の農業委員会総会にて審議いただきました農用地利用集積等促進計画から、同じく40筆、2万2,909平方メートルを減らした形で、改めて審議をお願いするものでございます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま農業振興課より説明がありましたが、本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について（11月変更分）」を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、同意とすることに決定いたします。

議案第7号の審議が終了しましたので、退席している儘田推進委員の入室をお願いします。

（儘田兼一推進委員 入室）

◎議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第8号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画（委員会受付分）の決定について」を議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に、松本昇委員、寺田薫推進委員、腰塚明推進委員、荒井雅明推進委員が該当しますので、議事の間、退席をお願いします。

（松本昇委員、寺田薫推進委員、腰塚明推進委員、荒井雅明推進委員 退室）

○会長（小川達男君） それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

別紙、議案第8号をご参照ください。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画（委員会受付分）でございますが、今回ご審議いただきますのは、令和5年10月2日から10月13日までに申し出された利用権設定案件ございまして、3ページにございまして、新規分952筆、面積79万4,048平方メートル、更新分294筆、面積27万8,672平方メートル、合計1,246筆、面積107万2,720平方メートルとなっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続が行われ、令和6年1月1日から法的効力が発生するものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

ありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第8号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画（委員会受付分）の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、同意とすることと決定いたします。

議案第8号の審議が終了しましたので、退席している委員の入室をお願いします。

(松本昇委員、寺田薫推進委員、腰塚明推進委員、荒井雅明推進委員 入室)



◎報告事項

○会長（小川達男君） 次に、報告事項について事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） それでは、報告第1号から第4号についてご説明いたします。

加須市農業委員会議案書の16ページからご参照ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、相続による届出について18件で、内容は資料のとおりです。

報告第2号、20ページをご参照ください。「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について2件で、内容は資料のとおりです。

報告第3号、21ページをご参照ください。「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について12件で、内容は資料のとおりです。

報告第4号、22ページからご参照ください。「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますが、農地貸借の合意解約による届出について38件で、内容は資料のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

以上で、本日の総会に上程しました議案は全て終了いたしました。

これにて議長の任を降り、進行を司会へお戻しします。

○局長（駒宮敏之君） 小川会長、大変長時間にわたりありがとうございます。また、皆様におかれましても、本当に長時間、大変お疲れさまでございました。



◎閉会の宣告

○局長（駒宮敏之君） それでは、最後になりますけれども、松本職務代理に閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（松本 昇君） 本日は大変お忙しい中を、多くの議案が無事進みました。本当に慎重審議、深く感謝を申し上げます。

本年もあとちょっとですけれども、また新年が来ましたら、よいお年をお迎えください。それでは、これもちまして、令和5年第12回加須市農業委員会総会を閉会とします。ありがとうございました。

閉会 午後 5時03分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和5年12月25日

会 長 小 川 達 男

署名委員 嶋 村 淨

署名委員 金 子 勇 一